

**第 2 次江別市環境管理計画  
兼江別市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】  
施策と成果指標案**

令和 5 年 6 月 2 9 日時点

**江別市**

# 1 環境施策の体系

目指す  
将来像

豊かな自然とともに暮らす、環境にやさしく、美しいまち

## 環境目標

## 環境施策の柱

### 1 地球環境

### 地球規模の環境負荷 低減に貢献するまち

徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入とともに、交通や都市構造など社会インフラの効率化を進めて、環境と経済・社会が調和した脱炭素社会を実現するまちを目指します。

エネルギーの  
地産地消

脱炭素社会の  
実現

### 2 資源循環

### 限りある資源を 大切にするまち

2Rを優先した3Rの取組により、ごみの発生量を削減するとともに、環境に配慮した製品を活用して、環境への負荷が少ない循環型のまちを目指します。

循環型社会の  
形成

### 3 自然環境

### 豊かな自然が生活と 調和したまち

石狩川や野幌森林公園をはじめとした豊かな自然を、将来の世代へ継承していくために、現在ある生物多様性や自然環境の保全・活用を進めて、自然と生活が調和したまちを目指します。

生態系の保全

身近な水と緑の  
保全

### 4 生活環境

### 安心して快適に 暮らし続けられるまち

大気・水質・騒音・振動・悪臭などの監視を継続し、生活に密接に関わる身近な生活環境を保全するとともに、魅力ある景観づくりを進めて、安心して快適に暮らし続けられるまちを目指します。

良好な生活環境の  
確保

個性と魅力ある  
景観の形成

### 5 参加・協働

### 誰もがいきいきと 取組ができるまち

全ての市民が環境意識を高められるように、環境学習に触れられる機会の創出や、分かりやすい情報発信を進めるとともに、市民・事業者・市が協働して活動を行える場を整備するなど、誰もが率先して環境の取組を実践できるまちを目指します。

環境活動の  
実践

## 環境施策

## 関連する SDGs の目標

- 施策 1 ▶ 事務事業における脱炭素化の率先実行
- 施策 2 ▶ 家庭への省エネルギー対策と再生可能エネルギーの促進
- 施策 3 ▶ 事業者による脱炭素経営の促進
- 施策 4 ▶ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けたモデル構築
- 施策 5 ▶ 地域と共生した再生可能エネルギーの促進
- 施策 6 ▶ 脱炭素まちづくりの推進



- 施策 1 ▶ ごみ減量化の推進
- 施策 2 ▶ 適正なごみ処理の推進
- 施策 3 ▶ グリーン購入の推進
- 施策 4 ▶ 公共施設・インフラの維持管理・有効活用



- 施策 1 ▶ 生物多様性の保全
- 施策 2 ▶ 水と緑の保全
- 施策 3 ▶ 公園緑地の整備・維持管理
- 施策 4 ▶ 農地の保全と活用



- 施策 1 ▶ 大気環境の保全
- 施策 2 ▶ 水環境の保全
- 施策 3 ▶ 騒音・振動、悪臭の防止
- 施策 4 ▶ 化学物質、その他の環境汚染等の防止
- 施策 5 ▶ 地域特性を活かした景観の形成
- 施策 6 ▶ 環境美化の推進



- 施策 1 ▶ 環境教育・学習の推進
- 施策 2 ▶ 環境情報の充実と発信
- 施策 3 ▶ 環境活動に関する連携・協働体制の構築



## 2 環境施策の展開

### Ⅰ 地球環境

### 地球規模の環境負荷低減に貢献するまち

#### 【環境施策】

#### 施策 1▶ 事務事業における脱炭素化の率先実行

##### ① 省エネルギー行動と公共施設の省エネルギー化の推進

- 市の事務事業や公共施設の管理・運営において、空調や電気の使用などの省エネルギーに率先して取り組むとともに、エネルギー管理システムによりエネルギーの使用状況を「見える化」して、エネルギー管理を適切に行います。
- 定期的に設備の点検や照明機器・空調フィルターの清掃などを行い、設備の効率的な運転に努めるとともに、LED 照明や高効率設備の導入等による省エネルギー化を推進します。
- 公共施設において、専門家による省エネルギー診断を活用するなど、効率的な省エネルギー対策の実践に努めます。
- 公共施設を新築する際は、ZEB（ゼブ）化を検討します。

##### ② 公共施設等での太陽光発電等の率先導入

- 設置可能な公共施設や遊休未利用地へ、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めて、エネルギー自給率の向上に努めます。
- 太陽光発電の導入に当たっては、施設の立地・用途・規模・効率性等を踏まえて、民間事業者による PPA モデルの活用も検討しながら推進します。
- 再生可能エネルギーのさらなる有効利用や災害時のレジリエンス強化のために、蓄電池の導入を検討します。
- 環境負荷の少ない電力調達について、安定的な供給体制やコストの観点も踏まえながら、具体的な手法を検討します。

##### ③ 公用車の電動化とエコドライブの推進

- 公用車の効率的利用を図るとともに、公用車の使用実態等を精査して、保有車両の適正配置に努めます。
- 公用車を購入・更新する際は、用途や車種の普及状況を考慮しつつ、電動車の導入を優先して、導入が困難な場合は可能な限り環境性能に優れた車両を導入します。
- 公用車の使用に当たっては、急発進等を避けた燃費を向上させるような運転やアイドリング・ストップなど、エコドライブを実施します。

## 施策2 ▶ 家庭への省エネルギー対策と再生可能エネルギーの促進

### ① 家庭への太陽光発電等の普及促進

- 太陽光発電や蓄電池の普及促進に向けて、民間事業者との連携や、国・北海道の支援制度の活用も含めて、市民への啓発や情報提供、支援を行います。

### ② 住宅の省エネルギー性能の向上

- 住宅について、ZEH（ゼッチ）を普及促進するほか、LED 照明や高効率設備の導入、断熱性能の向上等の省エネルギー改修を促進するために、市民への啓発や情報提供、支援を行います。

### ③ 家庭への電動車の普及促進

- 電動車の普及促進に向けて、技術革新や普及状況を踏まえつつ、国や北海道の支援制度も含めて、市民への啓発や情報提供、支援を行います。
- 電動車の普及に当たっては、課題となっている充電設備の拠点拡充等、新たな社会インフラの整備について、民間事業者と連携して、環境整備の手法を検討します。

## 施策3 ▶ 事業者による脱炭素経営の促進

### ① 地域経済の脱炭素化に向けたネットワークづくり

- 地域を挙げた脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進や、脱炭素化に係る次世代技術等の情報を把握・共有するとともに、産学官の連携・協力を促進するためのネットワークづくりに努めます。

### ② 事業者による脱炭素化の取組への支援

- 脱炭素経営の必要性や、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入事例、設備の導入に活用可能な支援制度等に関するセミナーを開催するなど、コスト削減にも繋がるような脱炭素経営の普及を促進します。

### ③ J-クレジット制度の活用

- J-クレジット制度の活用について、大学などの研究機関と連携して、取組事例の調査・研究を進めます。

## 施策4 ▶ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けたモデル構築

### ① 民間事業者と連携したエネルギー地産地消の推進

- 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入や、卒FIT 電力の活用など、地域で創られるエネルギーを地域で活用する「エネルギーの地産地消」の促進に向けて、民間事業者と連携を図りながら、具体的な手法を検討します。

## ② 導入ポテンシャルを踏まえたモデルづくり

- 市域の導入ポテンシャルを踏まえた再生可能エネルギーの活用や、分散型エネルギーシステムの構築に向けた研究を進めます。

## ③ 風力発電の活用

- 風力発電の活用について、市民ファンドによる市民風車など、道内を中心とした事業事例の研究を進めます。

## ④ バイオマスの活用

- 公共施設や民間事業者の廃棄物系バイオマスの利活用について、情報発信に努めるとともに、風倒木や支障木などの木材を含めた、市域で発生する未利用のバイオマス活用について研究を進めます。

## ⑤ BDF（バイオディーゼル燃料）の活用

- 廃食用油から BDF を製造して重量車の燃料として利用するために、既存の廃食用油回収組の啓発や、民間事業者と連携した廃食用油回収拠点の拡大を検討します。

## ⑥ 次世代エネルギー等の利用可能性

- 省エネルギー・再生可能エネルギーの次世代技術や、水素をはじめとした次世代エネルギーに関する情報収集に努めます。

## 施策 5 ▶ 地域と共生した再生可能エネルギーの促進

### ① 再生可能エネルギーの立地促進

- 民間事業者による再生可能エネルギー発電施設等の立地が促進されるように、各種法令やガイドライン、関連する支援制度等についての情報発信に努めます。

### ② 再生可能エネルギーの適正な設置

- 民間事業者による再生可能エネルギー発電施設等の立地について、自然環境や生活環境への適正な配慮の確保を図るために、他自治体による取組事例の研究を進めます。

## 施策 6 ▶ 脱炭素まちづくりの推進

- えべつ版コンパクトなまちづくりを推進して、集約型都市構造によるエネルギー効率がよい都市づくりを推進します。
- 自転車の有効活用や、公共交通機関の利用促進など、自動車に過度に依存しない環境づくりに努めます。
- 二酸化炭素吸収源としての森林の価値を発信して、市街地の緑化の推進や周辺の緑地等の保全による緑のネットワークの形成を推進します。

## 【市民・事業者に期待される取組】

### ① 市民の取組

#### ア 環境に配慮した行動の実践

- こまめなスイッチオフや電化製品のプラグをコンセントから抜くことを心がけ、節電に取り組みます。
- こまめに水を止めたり、工夫して使用するなど、無駄な水の利用を少しでも減らします。
- 季節・気候に合わせて快適に過ごせる服装に心がけ、冷暖房を適切な温度に調整します。
- 環境家計簿をつけることで、家庭からの二酸化炭素排出量や環境配慮行動の実践による取組効果を「見える化」します。
- 日時指定・置き配・宅配ボックスの利用などで、荷物の再配達を減らします。

#### イ 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの積極的な導入の検討

- 住宅への HEMS（ヘムス）の導入を検討して、エネルギー消費量の削減や電力使用のピークカットなど、エネルギーの最適化に努めます。
- 住宅のリフォームや電化製品等の更新時は、省エネルギー性能に優れた仕様（窓の断熱を高める改修工事、LED 照明、高効率空調機等）を検討します。
- 住宅を新築又は建て替える際は、ZEH など省エネルギー性能に優れた住宅を検討します。
- 住宅への太陽光発電や蓄電池の導入を検討するなど、再生可能エネルギーの積極的な利用に努めます。
- 電力契約について、再生可能エネルギー由来の電力プランへの見直しを検討します。

#### ウ 自家用車の電動化とエコドライブ等の実施

- 自家用車の買い換えの際は、電動車等の環境負荷の低い自動車の購入や、カーシェアリングの活用について検討します。
- 徒歩・自転車や公共交通機関など、自家用車以外の移動手段の活用に努めます。
- 自家用車の使用に当たっては、エコドライブを実施します。

#### エ 地球温暖化問題に対する意識向上と活動の実践

- 環境をテーマとしたイベントや学習会等に積極的に参加するなど、地球温暖化や脱炭素に関する問題意識を共有して、ライフスタイルを見直す意識を持ちます。
- 地域の環境活動などに積極的に参加します。

## ② 事業者の取組

### ア 環境に配慮した事業活動の実践

- 照明は必要な箇所だけ点灯して、不必要箇所の消灯を行います。
- 空調は、必要な時だけ使用するとともに、ブラインドやカーテンを閉めて窓からの熱の出入りを防止するなど、空調負荷を低減します。
- 季節・気候に合わせて快適に過ごせる服装に心がけ、冷暖房を適切な温度に調整します。
- オンライン会議やテレワークの導入等を検討して、社用車等による移動の削減に努めます。

### イ 省エネルギー設備や再生可能エネルギーの積極的な導入の検討

- 事業所等への BEMS（ベムス）の導入を検討して、エネルギー消費量の削減や電力使用のピークカットなど、エネルギーの最適化に努めます。
- 設備の効率的な運転に努めるとともに、ESCO（エスコ）事業の活用や、LED 照明・高効率設備への更新を検討するなど、事業所の省エネルギー化に努めます。
- 事業所等を新築又は建て替える際は、ZEB など省エネルギー性能に優れた建物を検討します。
- 事業所等への再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を検討するなど、再生可能エネルギーの積極的な利用に努めます。
- 電力契約について、再生可能エネルギー由来の電力プランへの見直しを検討します。

### ウ 社用車の電動化とエコドライブ等の実施

- 社用車の効率的利用に努めるとともに、更新する際は、電動車等の環境負荷の低い自動車の導入を検討します。
- 製品の輸送に当たっては、共同配送や貨物輸送など、物流の効率化を検討します。
- 社用車の使用に当たっては、エコドライブを実施します。

### エ 脱炭素経営への転換

- 自社の温室効果ガス排出量の把握や省エネルギー診断の実施など、脱炭素経営への転換を目指した取組を進めます。
- 脱炭素化・次世代技術に関する情報収集に努めて、参考となるものは事業活動への取り入れを検討します。

### オ 地球温暖化問題に関する意識の向上と活動の実践

- 環境をテーマとしたイベントや学習会等に積極的に参加するなど、地球温暖化や脱炭素に関する問題意識を共有して、事業スタイルを見直す意識を持ちます。
- 社内研修やセミナーを活用して、従業員一人ひとりの地球温暖化や脱炭素に関する意識と知識の向上に努めます。
- 地域の環境活動などに積極的に参加します。



## 【成果指標】

項目	基準値	目標値
市域の温室効果ガスの年間排出量	920 千 t-CO <sub>2</sub> 【平成 25 年度】	476 千 t-CO <sub>2</sub> ※基準値から 48%削減 【令和 12 年度】
市域の再生可能エネルギーの設備導入量	54,563kW 【令和 3 年度】	113,188kW 【令和 15 年度】

注：市域の温室効果ガスの年間排出量

令和 12 年度以降の目標値については、さらなる削減措置について情報の収集や導入に向けた検討を続け、一定期間経過後の見直しを踏まえた改定時に検討結果を反映させます。

注：市域の再生可能エネルギーの設備導入量

令和 15 年度の目標値は、「令和 3 年度再生可能エネルギー導入調査等実施事業」の太陽光発電導入ポテンシャルから集計しています。

### 【環境施策】

#### 施策 1▶ ごみ減量化の推進

- 限りある資源を効率的に利用して、ごみの発生抑制と再生可能資源の活用を進めるために、ごみ減量及びリサイクルに係る啓発や情報提供を行います。
- 食品ロスの削減に向けて、「食材使いきりレシピ講習会」や「30・10運動」、「てまえどり」について啓発に努めるとともに、市内のフードバンク・フードドライブ活動との連携を検討します。
- プラスチック資源の3R（スリーアール）+Renewable（リニューアブル）のために、使い捨てプラスチックの使用削減や、プラスチックごみの適正排出について、啓発や情報提供を行います。
- 自治会やPTAなどの各種団体が実施する集団資源回収への支援を行うなど、リサイクル活動を推進します。
- ごみの分別の徹底や、リサイクル関連団体の活動について、市民への啓発を行うとともに、資源物の収集品目拡大などを検討します。
- 食品残渣や家畜ふん尿の肥料化など、エネルギー生産に留まらない、廃棄物系バイオマスの有効活用について、市内事業者と情報共有を進めながら検討します。
- 浄水汚泥の融雪剤への活用や、下水汚泥の農地還元を推進します。

#### 施策 2▶ 適正なごみ処理の推進

- 環境クリーンセンター（ごみ処理施設）や民間処理業者の活用による、適切かつ有効なごみ処理体制を維持します。
- 不法投棄や野焼きを防止するために、協定を締結した民間事業者や市民と協働して監視・通報体制を拡大します。

#### 施策 3▶ グリーン購入の推進

- 環境負荷ができるだけ少なく、かつ社会面に配慮した製品やサービスの購入を推進します。

#### 施策 4▶ 公共施設・インフラの維持管理・有効活用

- 公共施設やインフラについて、計画的な長寿命化により、適正な維持管理に努めるとともに、防災機能の向上や省エネルギー化を進めるなど、価値の向上や有効活用を推進します。

## 【市民・事業者に期待される取組】

### ① 市民の取組

- 3Rの実践やごみの分別を徹底して、資源物の回収に協力します。
- 食べ残しや期限切れによる廃棄などを減らして、食品ロスを削減します。
- マイバッグやマイボトルなどの繰り返し使える製品を持ち歩き、使い捨てプラスチックを削減します。
- 簡易包装や詰め替え製品、エコマークなどの環境ラベルが付いている製品、バイオマス由来のプラスチックを使用した製品など、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入します。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを利用して、使用可能な不要品の売却や、リユース品の購入を心がけます。

### ② 事業者の取組

- 事業活動や製造工程を見直して、原材料の使用抑制、食品ロスの削減、ごみの減量や資源化に努めます。
- 商品包装の簡素化や、レジ袋・プラスチックトレイの削減に努めます。
- リターナブル容器の使用や回収を促進して、使い捨て容器の使用抑制に努めます。
- 事務用紙には、古紙パルプを使用した紙類を使用するとともに、発生した古紙の再資源化に努めます。

## 【成果指標】

項目	基準値	目標値
市民一人一日当たり家庭系ごみ排出量	650g 【令和元年度】	640g 【令和12年度】

注：令和12年度以降の目標値については、江別市一般廃棄物処理基本計画の見直し結果によります。

## 【環境施策】

## 施策 1 ▶ 生物多様性の保全

- 水辺、森林などにおける多様な生態系を健全な状態で維持していくために、「環境緑地保護地区」・「鳥獣保護区」などの保全手法を活用するとともに、国や北海道などと情報共有や連携を図りながら、地域ぐるみの保全に努めます。
- 人と野生生物との共生を図るために、市民一人ひとりの野生生物に対する理解を深める機会の創出に努めます。
- 外来種については、北海道や農業関係団体などと連携して駆除を進めるほか、外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を踏まえた正しい知識の普及に努めます。

## 施策 2 ▶ 水と緑の保全

- 水辺空間の要素を成す河川・湖沼・周辺の樹林地について、治水機能との調和を図りながら保全します。
- 緑地・鉄道林や市街地に残る樹林地などは、所有者の理解と協力を得ながら身近な緑として保全・維持に努めます。
- 石狩川や野幌森林公園での観察会や体験学習など、市民が自然に親しむ機会の創出に努めます。

## 施策 3 ▶ 公園緑地の整備・維持管理

- 身近な公園の整備や維持管理については、市民との協働による取組を推進します。
- 街路樹の適正な維持管理や、公共空間の緑化を推進します。
- 市民植樹などの緑化イベントや啓発活動を通じて、緑化に対する市民意識の向上に努めます。

## 施策 4 ▶ 農地の保全と活用

- 農地の持つ多面的機能を活かして、生産性との調和に配慮しつつ、化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を推進します。
- 地域資源である「食」や「農」を活かしたグリーンツーリズムや 6 次産業化など、生産者と消費者を結びつける地産地消の活動を支援して、市の農業と農畜産物に対する理解・意識向上に努めます。

## 【市民・事業者に期待される取組】


### ① 市民の取組

- 身近な自然に関心を持ち、正しい知識の習得に努めるとともに、野生動植物の生態に配慮して、生物多様性の保全と共生に努めます。
- 外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を守ります。
- 河川や森林での観察会や体験学習など、身近な自然と触れ合うイベントに積極的に参加して、自然環境保全への理解に努めます。
- 庭先やベランダなどの身近な場所の緑化に努めます。
- 地域の緑化活動や緑地保全活動への積極的な参加に努めます。
- 地元で生産された食品や旬の食材を意識して選択します。

### ② 事業者の取組

- 自然環境の保全を目的とした取組などに積極的に参加します。
- 開発事業などに際しては、法令等を遵守して、自然環境や生活環境の保全に努めます。
- 外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を守ります。
- 事業所の屋上や敷地内の緑化に努めます。
- 地域の緑化活動や緑地保全活動への積極的な参加に努めます。
- 化学肥料や農薬の使用を低減する環境保全型農業の導入に努めます。

## 【成果指標】

項目	現状	目標
保安林面積	2,019ha 【令和4年度】	2,019ha 【令和15年度】
緑に親しめる空間があると思う市民割合	90.6% 【令和4年度】	 【令和15年度】

## 【環境施策】

## 施策 1 ▶ 大気環境の保全

- 大気中の汚染物質の測定・現況把握により、大気環境を監視します。
- 工場や事業場から発生するばい煙、粉じんについて、北海道などとの連携により、法令に基づく排出基準遵守を指導します。
- 酸性雨（雪）やPM2.5の状況や影響について、情報の収集・調査を行います。

## 施策 2 ▶ 水環境の保全

- 河川水質の測定・現況把握により、水環境の状況を監視します。
- 工場や事業場からの排水について、北海道などとの連携により、法令に基づく排水基準遵守を指導します。
- 公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の普及を推進します。

## 施策 3 ▶ 騒音・振動、悪臭の防止

- 工場や事業場、建設作業場から発生する騒音・振動について、法令に基づく規制基準遵守を指導します。
- 自動車交通騒音については、定期的な測定を行い、地域の現況を把握します。
- 工場や事業場などへの悪臭の立入検査を実施するとともに、施設の適切な維持管理や近隣への配慮について指導・啓発します。

## 施策 4 ▶ 化学物質、その他の環境汚染等の防止

- ごみ処理の過程で発生するダイオキシン類の環境測定を行うとともに、適切な情報提供に努めます。
- PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）の趣旨に基づき、化学物質のリスク情報の提供や使用量の低減に努めます。
- 電磁波については、国などの知見や動向を注視して、情報収集・提供に努めます。

## 施策 5 ▶ 地域特性を活かした景観の形成

- 都市景観賞、景観パンフレットなどにより、都市の景観に対する意識の向上に努めます。
- 歴史的な建造物や文化財、れんがを活用した建物などを、地域特性を踏まえながら保存・活用します。

## 施策6 ▶ 環境美化の推進

- ごみのポイ捨て防止やペットの排せつ物処理など、環境美化に係る啓発を行います。
- 花のある街並みづくり運動を支援して、快適な街並みづくりを推進します。

### 【市民・事業者に期待される取組】


#### ① 市民の取組

- 徒歩・自転車や公共交通機関など、自家用車以外の移動手段の活用に努めます。
- 廃食用油は台所から流さず、再利用のための回収に協力します。
- 公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置に協力します。
- 日常生活で、騒音・振動や悪臭が発生しないように、近隣に配慮します。
- 洗剤・殺虫剤・除草剤など、化学物質を含む製品の使用量をできるだけ減らすように努めます。
- ごみのポイ捨て防止や、ペットの排せつ物を適切に処理するなど、環境美化に努めます。

#### ② 事業者の取組

- 工場や事業場から発生する排気ガスの管理を徹底して、法令に基づく排出基準を遵守します。
- 定期的に排水測定を実施して、法令に基づく排水基準を遵守します。
- 事業活動で、騒音・振動や悪臭の発生が予想される場合には、適切な防止策を講じます。
- 化学物質などの取り扱いについて、PRTR 制度に基づく届け出を遵守するとともに、管理方法などを明確に定めて、環境汚染を未然に防止します。
- 地域の環境美化活動に参加するなど、よりよい環境づくりのために行動して、周辺住民との良好な関係づくりに努めます。

### 【成果指標】

項目	現状	目標
規制基準値超過事業所数	0 【令和4年度】	0 【令和15年度】
現在の居住空間に満足していると感じる市民割合	83.7% 【令和4年度】	 【令和15年度】

**【環境施策】****施策 1 ▶ 環境教育・学習の推進**

- 市民一人ひとりの環境保全に対する意識を高めて、具体的な行動につなげていくために、環境教育・学習機会の創出に努めます。
- 環境教育活動推進員の養成など、環境教育・学習に携わる人材の育成を推進します。

**施策 2 ▶ 環境情報の充実と発信**

- 環境に関する様々な情報を収集して市ホームページ等の内容充実に努めるとともに、情報をわかりやすく整理して、環境イベントやパンフレットなどで広く発信します。
- 市民や事業者が、自主性と主体性を持って、さらなる環境保全活動に取り組めるように、様々な分野で環境問題に取り組んでいる団体等の情報の集約・充実に努め、わかりやすい形で情報提供します。

**施策 3 ▶ 環境活動に関する連携・協働体制の構築**

- 環境関連活動を行っている多様な主体とのネットワークの充実に努めて、情報共有並びに相互の協力体制づくりを進めるとともに、大学生など次世代を担う若者を含めて参加・行動する人の裾野を広げて、市民活動の促進に努めます。
- 環境問題への対応について、広域的な連携を進めるために、研修会等への積極的な参加など、国・北海道・近隣自治体等との協力体制づくりに努めます。



## 【市民・事業者に期待される取組】


### ① 市民の取組

- 身近な生活環境から地球環境まで環境の課題に関心を持ち、環境教育・学習の講座などを活用して、環境を良くしていくための知識や実践力を身につけられるように努めます。
- 日常生活で簡単に取り組める節電などの省エネルギー行動や、LED 照明化、環境イベントへの参加など、一人ひとりが実行可能な取組を行います。

### ② 事業者の取組

- 環境配慮の取組を進めて、従業員が環境活動に取り組みやすい職場づくりに努めるとともに、社内研修や学習会等を開催して、環境問題についての理解を深めます。
- 事業活動において、環境マネジメントシステムの活用を検討します。
- 環境教育・学習や環境イベントなどへの積極的な参加・出展に努めます。
- 市や関連団体等と連携を図りながら、魅力ある環境教育・学習機会の創出・拡充に向けて、体験学習や工場見学など機会の提供に協力します。
- 事業における SDGs や ESG への取組を積極的に発信します。

## 【成果指標】

項目	現状	目標
環境に配慮した生活をしている市民割合	74.0% 【令和4年度】	 【令和15年度】

# 用語解説

## 【地球環境】

### ●ZEB（ゼブ）……………P3

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。断熱性能の向上と、高効率設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、建物で消費する年間のエネルギー収支ゼロを目指す建物。住宅ではZEH（ゼッチ）。

### ●PPAモデル……………P3

Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略。発電事業者（PPA事業者）が、住宅や事業所などに太陽光発電を無償で設置し、発電した電気を需要家が購入する仕組み。「第三者所有モデル」とも言われ、初期費用が基本的にゼロで設置できる点が大きなメリット。

### ●レジリエンス……………P3

弾力性や回復力を表す言葉。近年、災害に対する対応力という意味で、レジリエンスという言葉がよく使われ、災害が発生しても、被害を最小限に抑える対応ができ、速やかに復興することができることなどが含まれる。

### ●電動車……………P3

HV（ハイブリッド自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）・EV（電気自動車）・FCV（燃料電池自動車）など、駆動に電気を用いる自動車。

### ●J-クレジット……………P4

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

### ●卒FIT電力……………P4

FITとは、Feed-in Tariff（再生可能エネルギーの固定価格買取制度）の略。再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス）を用いて発電した電気を、国が定める価格で一定期間、電力会社が買い取ることを義務付ける制度。電力会社が買取に要した費用の一部は、再エネ賦課金として電力利用者（国民）が電気料金の一部として負担。卒FIT電力とは、固定価格での買い取り期間が終了した電力（住宅用太陽光発電の場合10年）。

### ●バイオマス……………P5

生物資源（Bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な有機性資源（化石燃料は除く）」のこと。生ごみ等の食品残渣や家畜ふん尿などは廃棄物系バイオマス、木材は木質バイオマス。

### ●BDF……………P5

Bio Diesel Fuel（バイオディーゼル燃料）の略。軽油の代替燃料。

### ●HEMS（ヘムス）……………P6

Home Energy Management System（ホームエネルギーマネジメントシステム）の略。家庭で使用している電気機器の使用量を専用モニター等で「見える化」し、エネルギーを管理するシステム。商用ビル向けはBEMS（ベムス）、工場向けはFEMS（フェムス）。

### ●ESCO（エスコ）事業……………P7

Energy Service Company（エネルギーサービスカンパニー）の略。ビルや工場の省エネルギーを、技術・資金調達・省エネルギー効果の保証などをワンストップで提供するサービス。

## 【資源循環】

- 30・10 運動（さんまる・いちまる）……………P9

宴会で乾杯後の30分は食事を楽しみ、終了10分前に席に戻って再度食事を楽しむことで、食品ロスを削減する取組。

- フードバンク・フードドライブ活動……………P9

フードバンクとは、各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を受け取り、福祉施設等へ無償で提供する活動。フードドライブとは、各家庭で使い切れない食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。

- 3R + Renewable……………P9

Reduce（リデュース＝発生抑制）・Reuse（リユース＝再使用）・Recycle（リサイクル＝再生利用）に、Renewable（リニューアブル＝再生可能資源への代替）を加えたもの。

- エコマーク……………P10

環境保全に役立つと認定された商品に付けられるマーク。



- リターナブル容器……………P10

中身を消費した後に販売店を通じて返却・洗浄して再び利用する容器。

## 【自然環境】

- 生物多様性……………P11

全ての生物の間に違いがあり、お互いにつながりを持っていること（生態系の多様性・生物の多様性・遺伝子の多様性）。

- 環境緑地保護地区……………P11

北海道自然環境等保全条例に基づいて指定された、市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持することが必要な地区。市内では、屯田兵村林・江別鉄道林・しのつ河畔林。

- 鳥獣保護区……………P11

鳥獣保護管理法に基づいて指定された、鳥獣保護のための区域。市内では野幌森林公園。

- 外来種……………P11

野生動植物が、本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。近年、国内外において、外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例がクローズアップされている。

- グリーンツーリズム・6次産業化……………P11

グリーンツーリズムとは、ファームイン（農家が経営する民宿）での宿泊や農業体験など、農村地域に滞在し、農村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。6次産業化とは、農業（1次産業）が、製造・加工業（2次産業）やサービス・販売（3次産業）にも取り組むことで、生産物の価値をさらに高め、農業所得の向上を目指した取組（1次×2次×3次＝6次産業）。

- 保安林……………P12

森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。市内では、野幌森林公園等。

## 【生活環境】

### ●規制基準……………P13

事業活動及びその他の活動を行うものが遵守しなければならない許容限度のことで、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等の発生についてそれぞれ基準が設定されている。ボイラーや焼却炉などから発生するばい煙については排出基準、工場や事業場の排水については排水基準。

### ●PM2.5……………P13

大気中に浮遊する粒子状物質（Particulate Matter）のうち、粒径 2.5 μm（マイクロメートル）以下のものを微小粒子状物質（PM2.5）と呼ぶ。大気汚染物質の一つ。

### ●PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）……………P13

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれる事業所の外に移動する量を事業者自ら把握し、行政に報告を行い、行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握・集計・公表する仕組み。

## 【参加・協働】

### ●環境マネジメントシステム……………P16

事業者等が環境に与える影響を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格が「ISO14001」。

### ●ESG……………P16

非財務情報である環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を考慮した投資活動や経営・事業活動のこと。